

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 5 年 4 月 7 日
厚生労働省

今般制定された、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 5 年政令第 163 号）は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）等の規定について所要の改正を行うとともに、所要の経過措置を定めるものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）
（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

担当：社会・援護局総務課女性支援室